

# 「広がれボランティアの輪」連絡会議 規約

## (名 称)

第1条 本会は、「広がれボランティアの輪」連絡会議と称する。

## (目 的)

第2条 本会は、民間のボランティア活動を推進する団体が、相互に活動の主体性を尊重しつつ、ボランティア活動振興のための全国的な協働活動を展開することを目的とする。

## (事 業)

第3条 本会は、目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ボランティア活動に関する全国的な広報・啓発
- (2) ボランティア活動振興のための調査・研究
- (3) ボランティア活動振興のための提言
- (4) その他必要な事業

## (構 成)

第4条 本会は、本会の目的に賛同するボランティア活動推進団体をもって構成する。

## (役 員)

第5条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 幹事 若干名
  - (2) 監事 2名
2. 幹事には、次の役職を置く。
- (1) 会 長 1名
  - (2) 副会長 若干名
  - (3) 常任幹事 若干名

## (役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長が事故ある時はその職務を代行する。
3. 幹事及び常任幹事は、正副会長を補佐し、本会の運営を行う。
4. 監事は、会務の執行状況及び会計を監査し、総会に報告する。

## (役員を選出及び任期)

第7条 役員は、総会において構成団体を代表する役員及びボランティア活動に関する有識者から選出する。

2. 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。
3. 役員選出の手續きに関する規定は別に定める。

## (顧問)

第8条 本会に、顧問を置くことができる。

2. 顧問は、総会の推薦をもって会長が委嘱する。
3. 顧問は、会務について、会長の諮問に応え、また助言する。

## (幹事会)

第9条 幹事会は、幹事及び監事をもって構成する。

2. 幹事会は次の業務をおこなう。

- (1) 事業及び予算の執行に関すること
  - (2) 入退会の承認
  - (3) その他本会運営に関すること
3. 幹事会は、必要に応じ会長が招集する。
4. 幹事会の議長は、幹事の互選により決定する。

#### **(総 会)**

第10条 総会は、年1回の定例総会とする。ただし、会長は必要があると認めるときは、何時でも臨時に総会を招集することができる。

2. 総会は、次の事項を審議する。
- (1) 事業計画及び予算
  - (2) 事業報告及び決算
  - (3) 規約及びその他諸規定の制定及び改廃
  - (4) 役員を選任
  - (5) その他必要な事項
3. 総会は、構成団体の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。
4. 総会は、会長が招集し、総会の議長は、出席者の互選とする。

#### **(委員会)**

第11条 幹事会は、必要な委員会を設けることができる。

2. 委員会は、必要に応じて有識者の参加を得ることができる。

#### **(事務局)**

第12条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局は、全国社会福祉協議会・全国ボランティア・市民活動振興センター内に置く。

#### **(会 計)**

第13条 本会の経費は、構成団体の負担金、賛助金、寄附金、助成金等をもってこれに充てる。

2. 負担金に関する規定は別に定める。

## **附 則**

本規約は、平成6年6月16日から施行する。

平成18年6月9日 一部改正（第10（旧9）条1項）

平成20年6月20日 一部改正（第4条、第5条1項（1）（2）追加、第5条2項（3）、同（4）削除、第7条1項、同3項追加、第8条追加、第9条1項、同2項（2）追加、第9条5項削除、第10条2項（5）削除）

平成22年6月8日 一部改正（第12条2項）